

新潟市斎場指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市斎場の管理運営を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者(以下「候補者」という。)を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市斎場指定管理者申請者評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、新潟市営の斎場について、指定管理者候補者を選定するにあたって、意見聴取及び意見交換を行うものとする。

(委員構成)

第3条 評価会議は、学識経験者及び財務諸表に関する専門家(公認会計士など)等をもって構成する。

2 会長は委員の互選により決定する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価会議は、申請者による事業計画等のプレゼンテーション及び意見交換会で構成し、必要に応じて事前に施設視察等を行う。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員及び地元関係者等を評価会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 評価会議におけるプレゼンテーションは公開とし、意見交換会については非公開とする。

(選定基準)

第6条 評価会議の委員は、申請者を評価する場合には、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める選定基準に基づいて、総合的に評価するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月14日から施行する。

(新潟市斎場指定管理者選定委員会設置要綱の廃止)

2 新潟市斎場指定管理者選定委員会設置要綱(平成18年3月8日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行する。